

支援金詳細

生衛業受動喫煙防止対策事業助成金

受動喫煙防止対策として、その事業場において喫煙のための室以外における喫煙を禁止するために実施する喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な費用の一部を補助します。

地域

支援の種類

助成型（ 2 ）

利用目的

設備投資

対象

- ・労働者災害補償保険法に基づく労働者災害補償保険の適用を受けていない事業主（いわゆる一人親方の事業主）
- ・生活衛生関係営業を営む健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する既存特定飲食提供施設の事業主
- ・令和2年3月31日以前から営業を継続している事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙専用室を設置する等の措置を講じるとともに、当該措置区域以外を禁煙とする事業主

公募期間

2024年5月1日～

上限金額・助成金

100万円、補助率2/3

給付要件

補助対象経費：喫煙専用室等の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等

その他

問合せ先

都道府県生活衛生営業指導センター（お住まいの地域をご確認ください）

URL

<https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>